

令和5年第1回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月9日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和5年3月17日	午前10時00分
	閉 会	令和5年3月17日	午前10時53分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

13番	喜 納 政 樹	1 番	仲 程 清
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	知 念 正 昭
会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	住 民 課 長	崎 原 誠
福 祉 課 長	大 城 尚 子	子 育 て 支 援 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	---------	---------	-------

議 事 日 程

3月17日（金）4日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定） （審議・採決）
2	議案第2号	本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について （審議・採決）
3	議案第3号	本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について （審議・採決）
4	議案第4号	本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （審議・採決）
5	議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について （審議・採決）
6	議案第6号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について （審議・採決）
7	議案第7号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について （審議・採決）
8	議案第8号	もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について （審議・採決）
9	議案第9号	本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定について （審議・採決）
10	議案第10号	もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について （審議・採決）
11	議案第11号	町道の路線変更について（謝花嘉津宇線） （審議・採決）
12	議案第12号	町道の路線変更について（具8号線） （審議・採決）

日程番号	議案番号	件名
13	議案第13号	令和4年度本部町一般会計補正予算について (審議・採決)
14	議案第14号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (審議・採決)
15	議案第15号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (審議・採決)
16	議案第16号	令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (審議・採決)
17	報告第1号	予算審査特別委員会委員長報告 (報告)
18	議案第17号	令和5年度本部町一般会計予算について (採決)
19	議案第18号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算について (採決)
20	議案第19号	令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (採決)
21	議案第20号	令和5年度本部町公共下水道特別会計予算について (採決)
22	議案第21号	令和5年度本部町水道事業会計予算について (採決)
23	議案第22号	副町長の選任同意について (議案説明・審議・採決)
24	議案第23号	本部町教育委員会委員の任命同意について (議案説明・審議・採決)
25		総務文教常任委員会所管事務審査の件

○ **議長 松川秀清** おはようございます。本日の会議を開きます。開議（午前10時00分）
本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

議案第22号及び議案第23号以外は議案説明は終了していますので、議案の審議・採決を行います。議案第22号及び議案第23号については、説明から審議、採決を行います。

日程に入ります。

日程第1．議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第2号 本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** すみません、1点お伺いしたいと思います。

第2条の条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。2 この条例において実施機関とは、町長（水道事業管理者の職務を行う町長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会をいうとありますが、この町長というのは町長個人を指すのか。それとも、いわゆる町長部局、教育委員会が明示されているので、それ以外の部局のことを指すのか。あと、この監査委員というのは誰を指すのか。確認のためにお伺いします。

○ **議長 松川秀清** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 13番 喜納政樹議員にご説明いたします。

第2条の用語の定義でございますが、町長というのは町長部局のことを指します。そして監査委員というのは監査委員、本町の場合は2名を指します。以上です。

○ **議長 松川秀清** 13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 分かりました。では、第3条から第4条、第5条と開示請求などの部分のことを明示されておりますが、例えば監査委員に関して何らかの開示請求があった際に、従来私の認識では監査委員、議員ですので今の私の立場しか分かりませんが、議会事務局もいわゆるそ

の助手的な資料を準備したりとか、役割を担っていたと思うのですが、こうなった場合議会事務局は明記されておりませんが、議会事務局はどういう位置づけになるのか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 喜納議員にご説明いたします。

議会は議会議員を含めまして、事務局職員も含めまして別に定めるということになっておりまして、議会は議会で定めるものだと認識をしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。議会は議会で定めるということですね。了解しました。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑はありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 第4条の2ですが、開示請求者に対し、遅滞なく延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。この開示請求者は個人であれ団体であれ、それから県や政府などのそういう公的機関を含むのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

情報の公開請求、あるいは開示請求は何人もできるというものでございますので、個人、機関関係なく、例えば法律で公開が義務づけられていない者に対しては請求することは可能でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 本町が持っている個人情報、個人が開示を拒否する場合でも開示できるのですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

個人情報に関しましては、個人が特定できる情報は本人の了承ありなしにかかわらず、基本的には開示、公開の対象になりません。ただ、例外的に個人が開示していいというのが文面であれば開示することができます。もう一つ例外的に、法律で開示しなければならない法律がございます。例えば刑事法等、あと国税法等で個人の情報を個人の意思に関係なく逆に情報を提供しないといけないという項目がありますので、基本的には個人情報というのは守られますが、今の本人の了承部分と法律で義務づけられている部分に関しては、個人の承諾なしで、請求があった場合は開示することができるというものでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それでは公的機関の募集業務とかはどのようになりますか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前10時08分)

再開します。

再 開 (午前10時09分)

総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 募集業務でございますが、個人情報絡む募集というのはできません。例えばこの方がこのような仕事を募集していますというような言い方はできません。ただ、大体行政機関がやる場合は、業種と給与とその辺の条件をやるので、通常は募集に関しては個人情報は絡まないものと考えています。もし絡む場合は、個人情報は一切公表することはできません。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第2号 本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第2号 本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号 本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第3号 本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第3号 本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号 本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第4号 本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第4号 本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第6号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第6号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第7号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第7号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第7号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第8号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これは休館日に係るものなのですが、改正案の中で休館日は月曜日、ただし、休日に当たるときはその翌日とありますが、実際もとぶ文化交流センターは月曜日のみの休館となるのですか。祝祭日や年末年始などはどうなっているのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番 喜納政樹議員にご説明いたします。

休館日は月曜日だけではなくて、現行の第6条の第1項から第3項のほうにも、資料では省略されているのですが祝祭日等も休館日は含まれているということでもあります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 第1項から第3項は省略されているわけですね。分かりました。この書き方では、我々は月曜日だけ休むのだらうと思うものですから、そこら辺は説明、もしくは何かしらやっていただきたいと思います。

では、第2項、第3項の中で明記されていると。具体的に考えれば、町民体育館と同じような休みのスケジュールと考えていいのですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番 喜納政樹議員にご説明いたします。

資料の中では大変見づらくて、申し訳ありませんでした。休みの取り方は、指定管理をしている町民体育館という休みの取り方になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第8号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第8号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 参考資料を見たところ、平成30年、人件費がその当時は516万円余りと一番大きくなっております。それと300万円余りの赤字が出ております。その件と、令和2年は黒字536万円、その前後は300万円程度なのですが、その要因を説明願います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番 具志堅 勉議員に説明いたします。

平成30年度の人件費につきましては、その施設自体がその年に開始されております。当初は2人体制でその管理をされておりましたので、その部分が大きく人件費として跳ね返っております。それと令和2年度に500万円の黒字になっているのですが、平成30年、令和元年と収入が2,000万円を超えない状況でありましたけれども、運用当初は氷の質の状態がそんなによくなかったということもありまして、その分の売上に影響したものでございます。

失礼しました。答弁漏れでございます。

赤字につきましては、当初予定している売上が追いついていかなかったということと、人件費につきましても、先ほど述べたように2人体制でやっていたということがありまして、その相殺で赤字になっているということでもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今の説明を聞くと、令和2年のみ氷の質が悪かったのか。その翌年、前年度、前々年度は、そこまで入っていないのです。氷の質が悪いと売上も上がるというのは少し矛盾しているのですが、これを改善するために何か方法は取ったのかという説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番 具志堅 勉議員に説明いたします。

令和元年度は1,987万8,000円の売上ですね。約2,000万円近くの売上がございました。これにつきましては、先ほど氷の質が悪いということがありましたが、それを改善しまして、あ

る程度売上が上がったということではあります。ただ、令和元年度が徐々に回復するという状況でありましたので黒字にはなっているのですけれども、そこまでは売上として上がっていないということです。令和2年度におきましては順調に収入も増えたのですけれども、令和3年度におきましてはコロナ禍の中と、あと軽石の襲来がありまして漁業者が出漁ができなかったというのもありまして、収入が減っているということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第9号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第9号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第10号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第10号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 町道の路線変更についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第11号 町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第11号 町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号 町道の路線変更についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第12号 町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第12号 町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第13号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第13号 令和4年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第14号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第14号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第14号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第15号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第15号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第16号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第16号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前10時26分)

再開します。

再 開 (午前10時36分)

日程第17. 報告第1号、議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算についてから議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算についての5件につきましては、予算審査特別委員会へ付託

してありました。その報告書が提出されております。

予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ **予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭** 報告第1号 令和5年3月17日、本部町議会議長松川秀清殿。予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算について、議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算について、議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算については、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

審査結果、議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算について、原案のとおり決定する。議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定する。議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定する。議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算認定について、原案のとおり決定する。議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算認定について、原案のとおり決定する。以上、予算審査特別委員会審査結果報告とします。

○ **議長 松川秀清** 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による予算審査特別委員会の委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結しました。

休憩します。

休 憩 (午前10時40分)

再開します。

再 開 (午前10時40分)

委員長による報告がございます。予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ **予算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭** 訂正箇所がございますので訂正します。

議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算について、原案のとおり決定する。議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算について、原案のとおり決定する。以上でございます。

○ **議長 松川秀清** 委員長による報告でありました。

議長を除く全員による予算審査特別委員会の委員長報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結いたします。

日程第18. 議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第22号 副町長の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第22号 副町長の選任同意について。下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、上原正史。令和5年3月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新たに副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料、次ページ、略歴等についてはお目通し願いたいと思います。

あえて申しますけれども、令和元年に当人は本部町役場に採用されまして、福祉課の老人福祉班長、住民課の調整対策班長、給食センター所長、社会教育班長、そして教育委員会事務局長などを歴任して、現在本部町の区長会の会長をしており、3月31日で満期を迎えるというような略歴を持っております。あえて申しますけれども、副町長の職務につきましても、地方自治法第167条に定められておりまして、普通地方公共団体の長を補佐する。そして2点目に、長の命を受けて職務を遂行する。そして長の職務を代理するというようなことで明記されておりますので、あえてそのことも申し述べまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第22号 副町長の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第22号 副町長の選任同意については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第23号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第23号 本部町教育委員会委員の任命同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、渡久地 学。令和5年3月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新たに教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

略歴等につきましても、お目通しください。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第23号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第23号 本部町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 総務文教常任委員会の所管事務審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和5年第1回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回本部町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午前10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 喜 納 政 樹

本部町議会議員 仲 程 清